

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3-16
法令名	介護保険法	根拠条項	第115条の11		
許認可等	指定介護予防サービス事業者の指定の更新				
(根拠規定)					
○介護保険法 (平成9年法律第123号)					
(準用)					
第115条の11 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第53条第1項本文の指定について準用する。この場合において、第70条の2第4項中「前条」とあるのは、「第115条の2」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。					
(指定の更新)					
第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。					
(介護予防サービス費の支給)					
第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。					
(許認可等の基準)					
○愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (令和3年愛媛県条例第27号)					
○愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第27号)					
(その他)					